

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人阿部正一の上告趣意のうち、憲法三八条三項違反をいう点は、原判決が是認した第一審判決は、判示第二及び第三の一ないし四の各事実の証拠として、被告人の自白のほか供与の申込みを受けた者の証言、受供与者の検察官に対する各供述調書等をも挙示しており、右証拠は、被告人が各実行行為の全部を自ら行つた本件においては、補強証拠として十分なものと認められるから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点（「昭和二九年（あ）第一〇六五号同三二年五月二八日最高裁大法廷判決」とあるのは「昭和二九年（あ）第一〇五六号同三三年五月二八日最高裁大法廷判決」の誤記と認める。）は、所論引用の判例は、本件と事案を異にし適切でないから、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年九月一〇日

最高裁判所第二小法廷

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 木 | 下 | 忠 | 良 |
| 裁判官    | 栗 | 本 | 一 | 夫 |
| 裁判官    | 塚 | 本 | 重 | 頼 |
| 裁判官    | 鹽 | 野 | 宣 | 慶 |
| 裁判官    | 宮 | 崎 | 梧 | 一 |